

No.	Q	A
1	更新案内が届いたがどうすればいいかわからない	更新案内書類に同封されている必要書類の確認表に従い、書類を揃えます。本人が確認、記載するもの、コピーを用意するもの、役場、病院で取得するものがあります。書類が揃ったら更新案内書類に同封されている宛先を切り取り、封筒に貼って郵送するか、保健所へ持参して受付をしてください。
2	更新案内の書類が届いたが紛失してしまった。どうすればいいか？	再送付を依頼して下さい。 連絡先：北海道保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係 011-204-5258,011-206-6028,011-206-6026
3	更新申請において、来週も病院に受診する予定が入っているが、自己負担上限額管理票はどう用意すればよいか？	申請時点での申請月含む過去12ヶ月分をA4でコピーしてください。
4	保険証の切り替わり時期で、コピーを用意した時点では有効であったが、申請時は有効期限が切れてしまったがよいか？	保険証は申請時に有効な保険証のコピーを提出してください。
5	更新申請において、保険証のコピーが再発行中のため添付できない。マイナポータルの保険証情報ではだめか？	マイナポータルの保険証情報では更新できません。 更新期間中に保険証を受領できるのであれば、全部揃ってから提出してください。 更新期間中に間に合わなければ、一旦、他の書類一式を提出し、保険証コピーは受領次第、追って提出してください。その際、最初に提出する書類の中に、保険証コピーは再発行中のため受領次第提出等、メモ書きを入れてください。
6	指定難病の更新について、非課税収入申告書で年収が80万円以下の場合で非課税収入がある場合、証明書類はいつからいつまでのものがよいか？	前年の1月から12月までの分が必要となります。
7	市町村民税の確認書類は源泉徴収票でよいか？	源泉徴収票では手続きできません。以下のいずれかを提出してください。 1, 市町村民税（所得・課税）証明書 2, 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書 3, 市町村民税の税額決定・納税通知書 ※国保組合に加入の方、市町村民税が非課税の方は1番が必要です。
8	病院で指定難病の診断を受けて、受給者証の申請手続きをするように言われたが、来週も通院予定である。申請は間に合うのか？	有効期間の始期は医師の診断日となります（ただし申請日前1ヶ月以内）。 よって審査で認定された場合は、有効期間の始期以降の診療は助成の対象となります。 ただしその場合、受給者証が手元に届くまでは時間を要するので、その間の診療に対する領収書は保管するようにしてください。受給者証が手元に届いてから償還払い手続きをすることにより助成を受けられます。
9	指定難病で届出ている病院（薬局）の変更（追加）があるが、変更申請の必要があるか。	医療機関の追加、変更のみの場合、ただちに更新申請は不要です。 次回更新時に変更後の医療機関に更新してください。
10	指定難病について申請に必要な課税証明書の必要範囲は？	患者が加入する保険の種類によって必要範囲が変わります。 被用者（社会）保険以外の場合は、世帯の中で患者の他、同じ保険に加入している方全員の分が必要です。被用者（社会）保険の場合、患者が被保険者であれば患者の方のみ必要となります。患者が扶養されている場合、被保険者の方が課税されている場合は被保険者のみ、被保険者の方が非課税の場合は被保険者と患者の分が必要です。
11	申請に必要な課税証明書は中学生の子供の分も必要なのか？	義務教育未修了者は省略可能です。
12	受給者証の有効期限が切れてしまったがどうすればいいか？	受給者証の有効期限が切れた場合は、更新申請ではなく新規での申請が必要となります。
13	指定難病の受給者であり、車椅子等の補装具が必要になるのだが、補装具に関する助成はどのように申請したらよいか？	難病に起因して日常生活に必要な補装具（車椅子等）に関する助成は市町村が窓口になるので、市町村の障害福祉担当窓口へ相談してください。 難病の治療に直接関係する治療用装具については保健所にご相談ください。